

国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案) に関するご意見募集結果と今後の予定について

1. 意見募集結果について

国営滝野すずらん丘陵公園（以下「本公園」という。）では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、平成 25 年度より、本公園の運営維持管理業務について民間競争入札による業務委託を実施することとしております。

このたび、公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）に従って運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるにあたり、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、平成 24 年 3 月 30 日（金）から平成 24 年 4 月 13 日（金）までご意見を募集いたしました。

皆様からお寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、別添のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他本実施要項策定に係わる諸情報につきましては、下記をご参照下さい。

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>

2. 今後の主な予定

平成 24 年 6 月下旬 運営維持管理業務 募集開始

平成 24 年 11 月上旬 運営維持管理業務 事業者決定

「滝野すずらん公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見					
NO		要項案における該当箇所	ご意見	ご意見	国営滝野すずらん丘陵公園回答
1	実施要項	実施要項 全般的事項	現受託者の意見を聴取して、実施要項に反映する仕組みとすべきではないでしょうか。		パブリックコメントの中で、現受託者も意見を提出することが可能です。
2	実施要項	・運営維持管理業務 個別仕様書 全般的事項	個別仕様書が細かな部分まで設定され過ぎており、事業者側の創意工夫が発揮できないため、もっと緩和すべきではないでしょうか。		個別仕様書については、国営公園の維持管理を適正に行うにあたり必要な項目を設定しており、その枠内で事業者の創意工夫を発揮して頂きたいと考えております。
3	実施要項 P2	実施要項 主な対象施設一覧について	オートリゾート滝野について、収益施設運営による対象エリアと、運営維持管理業務の委託費による対象エリアを仕分け整理すべきではないでしょうか。		オートリゾート滝野は、キャンプ場利用者以外のお客様は利用できないため、収益施設運営業務とすることが適当と考えています。
4	実施要項 P5	(2) 1)	電気、排水、給水施設は、民間委託としないで下さい。		これらについては従前と変わるものではありません。
5	実施要項 P5	・実施要項 1.1.5 対象業務の概要 P5	収益施設等管理運営業務に関しては、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務との関係で【調整】となっておりますが、施設・設備維持管理業務等と同じように【統括】とすべきではないでしょうか。		収益施設等管理運営業務は、委託費を充当しない業務であることから【調整】としております。それ以外の施設・設備維持管理業務等は、委託費を充当する業務であることから、【統括】としております。
6	別紙 P136-137	・実施要項 1.1.5 対象業務の概要 P5 ・収益施設管理運営規定書 第2章マネジメント 第26条 基本事項、第28条 許可、承諾等を要する事項 別紙 P136-137	独立採算で行う収益施設等運営業務の決算書類を提出するとありますが、これについては委託費と兼務する人件費等区分経理が必要な業務に対象を限るべきではないでしょうか。		収益施設等運営業務に関する決算書類の提出は、国の委託費を支出していないことを確認するとともに、土地使用料又は建物使用料を適正に算出し収益施設の収支の情報を把握するために必要なものです。 また、公園管理者である国が公園の利用状況を把握するため、月報により各収益施設の利用状況を提出・報告頂く必要があると考えております。 なお、決算書類の確認に際しては、国による過度な関与とならないよう留意しています。
7	実施要項 P9	実施要項 包括的な質の設定	公園利用者数の確保に関する達成すべき質として、札幌青少年山の家の入園者数は除外すべきではないでしょうか。		「札幌青少年山の家」は、公園敷地内に位置しており、利用者から、利用料金として公園の入園料を徴収しています。そのため、「札幌青少年山の家」利用者についても公園利用者数に含めてカウントしています。
8	実施要項 P10	・実施要項 1.3.1 包括的な質の設定 多様な利用プログラムの提供 P10	多様な利用プログラムの「達成すべき質」は、単に「開催回数、延べ参加人数」の多少だけでなく、アンケート等による「満足度」のアウトカム指標を加えるべきではないでしょうか。		ご提案の内容は、利用プログラムによって内容や質が異なり、利用者の満足度を一律に評価できないことから、アウトカム指標として統一的に設定することは困難であると考えています。 なお、業務の実施状況を確認する上で包括的な質について客観的な評価を行う必要があることから、包括的かつ簡潔な内容であり、定量的に計測が可能で、比較対象となる過去の実績が記録されているものとして、開催回数、延べ人数を設定しております。
9	実施要項 P10	・実施要項 1.3.1 包括的な質の設定 P10	マスコミ報道件数のカウント対象として、ホームページ等インターネット記事掲載のものも含めるべきではないでしょうか。		ネット媒体での記事について、一つの記事がポータルサイトやブログ等のリンクを通じて多数のウェブサイトに掲載されることが多く公正な掲載実績の計測が困難であること等から、達成すべき質として設定することはできないと考えています。

「滝野すずらん公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見				
		ご意見		国営滝野すずらん丘陵公園回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
10	実施要項 P14 ・実施要項 1.3.5 委託費の支払い方法 P14	委託費の支払いに際して実支出額に基づく清算報告書の提出は不要であり、当初契約金額に対して実支出額が少なければ少ない金額で支払額を確定するという方法では、落札者にとってあまりに不当ではないか。		
11	実施要項 P14 1.3.5 委託費の支払い方法 (1)公園運営維持管理業務の内 c)について (P.14)	「各年度の委託費の確定額については、実支出額または委託費の支払い限度額のいずれか低い額とする」について、事業者提出の業務計画書に基づいて決定された委託費の支払いを行うべきと考えます。		
12	実施要項 P14 「C)各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払いの限度額のいずれか低い額とする。」	「C)各年度の落札後の精算は行わない。」とされたい。		
13	実施要項 P14 ・実施要項 1.3.5 委託費の支払い方法 P14 ・共通仕様書 第14条 業務報告書 別紙 P27	(1)公園運営維持管理業務 c)の委託費の確定額の考え方の規定では民間参入のインセンティブが働かないため、事業者の削減努力が利益となる請負契約方式とすべきではないでしょうか。		
14	実施要項 P14 ・実施要項 1.3.5 委託費の支払い方法 P14	(2)収益施設等管理運営業務に関する施設使用料、土地使用料または建物使用料を改定する場合は、公園管理者と事業者との協議とすべきではないでしょうか。		
15	実施要項 P17 ・実施要項 事業者と地方整備局の責任分担について P17	収益施設について「建物の構造にかかる部分」の定義を明確にすべきではないでしょうか。		
16	実施要項 P18 実施期間に関して (該当箇所 P18)	本業務の実施期間は3年間となっていますが、5年間程度とした方が宜しいかと思えます。		
17	実施要項 P18 「本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。平成25年4月1日～平成28年3月31日」	運用期間であるH25-H27の3年間という設定を、5年以上とすることが望ましい。		
18	実施要項 P18 「本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。平成25年4月1日～平成28年3月31日」	「本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。平成25年4月1日～平成30年3月31日」とされた。		

「滝野すずらん公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見				
		ご意見		国営滝野すずらん丘陵公園回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
19	実施要項 P 1 8 「本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。 平成25年4月1日～平成28年3月31日」	実施期間が3ヵ年では短いのでは? 5ヵ年程度が妥当ではないか。		国営公園運営維持管理業務については、平成22年度に2公園、平成24年度には5公園において、総合評価方式一般競争入札を導入しているところであり、業務の成果を検証しているところ。現在3年目の業務を実施し、業務の成果を検証しているところであり、業務の適正な期間について引き続き確認していることから、今回も3年間の業務として実施することとしています。
20	実施要項 P 1 8 ・実施要項 2 実施期間に関する事項 P18	3年以上(3年3ヶ月)の業務期間ではなく、多くの指定管理者制度のように、国営公園についても5年に拡大した方が事業効果が高まるのではないのでしょうか。		
21	実施要項 P 1 8 ・実施要項 2 実施期間に関する事項 P18	公園の維持管理期間をもう少し長く設定することが必要です。		
22	実施要項 P 2 2 ・実施要項 3.2 企業の業務実績に関する要件表 7 P22	共同体応募の場合、代表団体を除く構成員については、「共同体等の一員(代表者以外)としての実績を認める」とあり、これは再委託の実績も認めるものと解釈していますが、再委託の実績も認めることをわかり易く表現すべきではないでしょうか。		「共同体等の一員(代表者以外)としての実績を認める」とは、代表者としての実績がない共同体の一員でも、業務を確実に円滑に執行できる能力がある場合は実績として認めるという意味であり、再委託の実績を認めるという趣旨ではありません。なお、再委託の実績については、表7の注1にあるとおり、契約書等により内容が明確に確認できる場合については、業務実績に関する要件と認められます。
23	実施要項 P 2 4 ・実施要項 3.3 配置予定者の業務実績に関する要件表 8 P24	従来の企画運営管理業務の業務責任者の実績は、今回の「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者(総括責任者)」の同種業務の経験年数としてカウントできることをわかり易く表現すべきではないでしょうか。		従来の企画運営管理業務はマネジメントを含まないため、企画運営管理業務の業務責任者の経験のみでは、実施要項表8に示す「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」の業務責任者(総括責任者)の同種業務の経験とはみなされません。ただし、類似業務の経験とすることは適切と考えられますので、「マネジメント」及び「企画運営管理」について、類似業務の実績に加えることとします。
24	実施要項 P 2 4 ・実施要項 3.3 配置予定者の業務実績に関する要件表 8 P24	総括責任者及び業務責任者を変更するのは「病気・死亡」に限定されているように見受けられるため、この「病気・死亡」の例示は削除すべきではないでしょうか。		「包括的な質」及び「個別業務の質」を達成していくためには、総括責任者と各業務の業務責任者が一体となって業務を進めて行く必要があります。そのため、企画書に関するヒアリングでは、総括責任者及び業務責任者に対して、提案の実現可能性等を確認し、評価項目の得点に反映させることとしており、両者の責任は極めて大きいことから、「病気・死亡等の事情によりやむを得ない場合は、当初の者と同等以上の者であれば事業者と国との協議によって変更が可能」と記述しています。
25	実施要項 P 3 2 標準評価項目について(該当箇所 P32～34)	・提案項目審査の表9(標準評価項目及び得点配分)の内、評価項目の記載を要点に絞り込んだほうが宜しいかと思えます。		提案項目については、国営公園の維持管理を適正に行うにあたり必要な項目を設定しております。

「滝野すずらん公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見				
		ご意見		国営滝野すずらん丘陵公園回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
26	実施要項 P34	・実施要項 5.1事業者決定にあたっての質の評価項目の設定 P32-34	提案項目審査が細分化し過ぎており、入札参加者独自の新たな提案がしにくいと、提案項目をにしたり、入札参加者の裁量による提案項目を設けてもよろしいのではないのでしょうか。	提案項目については、国営公園の維持管理を適正に行うにあたり必要な項目を設定しております。なお、入札参加者による提案については、「従来の実施方法に対する改善提案」で受けることとしております。
27	実施要項 P35	・実施要項 5.2.1事業者の決定方法 P35	調査基準価格が「予定価格に6/10を乗じて得た額」とされているが、ダンピング対策のためにも請負工事と同様に、7/10～9/10の範囲に改めるべきではないのでしょうか。	役務発注であることから、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する運用について」に基づき、低入札者は役務調査基準価格(予定価格の60%)を下回ったものとしています。なお、今回の運営維持管理業務より業務評定の項目を追加し、次回以降の入札時における評価事項の一つとすることとしております。
28	実施要項 P35	・実施要項 5.2.2総合評価の方法(協議中) P35	総合評価の価格点:技術点の割合が1:2となっていますが、提案項目審査の内容から、質的要件の比重が非常に大きくなっているため、価格点:技術点の割合は1:3にすべきではないのでしょうか。	国営公園運営維持管理業務については、平成22年度に2公園、平成24年度には5公園において、総合評価方式一般競争入札を導入し、総合評価の価格点:技術点の割合を1:2としているところで、現在3年目の業務を実施し、業務の成果を検証しているところであり、今回実施する12公園の業務成果等を踏まえて検証していくこととしていることから、今回も1:2として実施することとしています。
29	実施要項 P40	業務報告書の簡素化について(該当箇所 P.40 別紙P.30)	・共通仕様書に記載されている業務報告書については、可能な限り簡素化した方が宜しいかと思えます。	
30	実施要項		業務報告書、実施状況の記録書等提出文書の内容、量の見直しが必要ではないか。	
31	別紙資料 P13	別紙資料 第16条 業務報告書 (P.13-別紙30-)	提出書類を実施内容に合わせて仕分け・簡略化し、業務効率を向上する事が望ましい。仕分け方法として、区分を「届出」「報告」「記録」とし、受託事業者の提出した業務計画書に基づいて、業務実施内容によっては省略できる項目及び提出書類を選定し、書類の合理化・集約化を図ると良いと考えます。	平成23年度に実施した市場化テストにおいて、安全、衛生面の確保等に必要な最小限のものだけ個別仕様書において提出を求め、それ以外は共通仕様書において提出を求めるとし、一部見直しを行ったところですが、提出書類の種類については、委託内容の実施状況を確認するため必要であると考えております。
32	別紙資料	共通仕様書、運営維持管理業務個別仕様書 全般的事項	共通及び個別仕様書において定められている膨大な提出書類について、効率化の観点から履行確認に必要な出来高数量関係の書類に絞るべきではないのでしょうか。	
33	別紙資料 P13	業務報告書 <定期報告で提出が必要な項目>、<実施状況等の記録書に添付が必要な項目>	項目の整理及び簡素化を図られたい。	

「滝野すずらん公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見				
		ご意見		国営滝野すずらん丘陵公園回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
34	別紙 P 3 7 ・共通仕様書 第32条 本業務の引継 別紙37	事業者固有のノウハウに係る事項を引継対象とすることはおかしいのではないのでしょうか。 例えば、「マスコミ等の連絡方法及び連絡先等、マスコミとの連携に関する事項」を引き継ぐとありますが、これは事業者が確立した連携であって、引き継ぐ事項ではないと考えます。		事業者の知的財産に関わる部分については引き続き対象とはしていませんが、国営公園維持管理を継続的に運営していくため、マスコミ等の連絡方法等第33条に記載された事項は、必要な引き継ぎ範囲であると考えられます。
35	別紙 P 5 5 個別仕様書 本業務全体のマネジメント及び企画立案 第3章 公園ボランティア活動の支援・調整 第21条 管理水準	ボランティアに対する研修の回数設定が基準化されていますが、これは事業者の裁量とすべきではないのでしょうか。例えば、回数の基準を設けるとしても 回以上など、事業者側の裁量に応じて実施できるようにすべきと考えます。		ご意見を踏まえ、事業者側の裁量で実施できるよう、回数の基準を「 回以上」と修正させていただきます。
36	別紙 P 6 2 個別仕様書 本業務全体のマネジメント及び企画立案 第3章 ロープトゥ	「ロープトゥ(ソリゲレンデ)の運営管理は委託費を使わない収益施設等として運営することを検討中」とあるが、現在の無料施設が有料化されることによって、入園者数の減影響も懸念されるため、実施要項における「達成すべき質」の見直し、収益施設等管理運営規定書における「施設使用料」の減額が必要になるのではないのでしょうか。		ロープトゥ(ソリゲレンデ)を収益対象施設とすることについては、近年実施した利用者アンケート結果や近隣の類似施設の状況などを踏まえて検討しているところです。
37	別紙 P 3 8 5 1 1 2 個別仕様書 施設・設備維持管理 第11編 園内清掃、公園内建物清掃 別紙33	清掃項目別の作業人員や作業時間まで具体的に規定されていますが、これらは事業者の裁量に見直すべきではないのでしょうか。		別紙資料は、「従来の実施状況に関する情報の開示資料」という位置づけになっています。別紙33についても、現履行状況を参考として掲載していません。これを踏まえて、清掃項目の作業人員や作業時間について、事業者の裁量で実施していただくことを想定しています。
38	別紙 P 1 3 7 収益施設等管理運営規定書 第1条 対象となる収益施設	公衆電話が含まれていますが、現状の社会生活を踏まえると、公共的設備の性格が強く収益施設対象としては馴染まないのに対象から外すべきではないのでしょうか。		収益施設規程書第87条に記載のとおり、公衆電話を置かない場合は、利用者の利便性を損なわないよう代替手段を用意するなど、事業者の裁量で実施していただくことを考えています。
39	別紙 P 1 7 9 収益施設等管理運営規定書 第6章 園内シャトルバス運営 第56条 運営日時ほか	園内シャトルバスの運営日時として、「夏季開園期間日数の4割以上の営業を行うこと」とされているが、これで収益性を確保することは困難であるため、運営維持管理業務に位置づけるべきではないのでしょうか。		ご意見を踏まえ、園内シャトルバスの運営日時について、「夏季開園期間日数の4割以上の営業を行うこと」の記載を削除し、[施設等運営者の裁量により設定できる]と修正いたします。
40	別紙 P 1 8 6 収益施設等管理運営規定書 第8章 ロープトゥ(ソリゲレンデ)の運営管理	ロープトゥ(ソリゲレンデ)を収益施設対象施設に位置づけることは不適切ではないのでしょうか。		類似施設の状況等を鑑みると、収益対象施設に位置づけることは問題ないと考えています。